

## 物価高騰対策 京都市5月市会で

## 事業者追加支援、生活困窮者支援、子育て世帯支援、食料配布・生活相談支援など可決

5月市会（5月29日終了）で可決した、国の「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」（物価高騰対策）を活用した支援策についてお知らせします。

## ■中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援)

法人3万円 個人2万円

◆前回（法人5万円・個人3万円）の支給を受けた事業者には、プッシュ型で交付。

◆4月30日までに新規に開業した事業者や、前回申請していない事業者は、申請が必要です。

※6月中旬受付開始。申請用紙は区役所まで  
（京都市ホームページにも掲載）

コールセンターが開設されます。

## ■京都市暮らし応援給付金

世帯3万円

◆令和5年度住民税非課税世帯

（6月下旬～案内発送、7月下旬～支給）

① 令和4年度緊急支援給付金を受けた世帯は、口座変更等がなければ自動振り込み

②上記以外の非課税世帯は、市から確認書が送られるので、署名・口座情報を記入・返信

◆家計急変世帯等※（申請が必要です）

※ 世帯の中の令和5年度住民税課税者全員の対象期間中（令和5年1月～10月）の任意の月の収入（または所得）に、12を乗じて得た額（年間の収入見込額）が住民税が非課税となる水準に相当する額以下である世帯。

詳細な支給要件は、京都市ホームページ参照

区役所に相談窓口が設置されます。

## ■低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

子ども一人あたり5万円

◆申請不要の方

①令和5年3月分の児童扶養手当受給 ②令和4年度中の子育て世帯生活支援特別給付金対象者

◆申請が必要な方

③公的年金給付のため令和5年3月の児童扶養手当受けていない方（令和3年の所得基準有）④家計急変世帯※（ひとり親家庭は児童扶養手当対象の収入水準、それ以外は非課税相当）

※物価高騰の影響で減収となり、令和5年1月以降の任意の月の収入から算出する年間収入(所得)見込額で判断。

詳細な支給要件は、京都市ホームページ参照

問合せ先：子ども家庭支援課分室 特別給付金担当

TEL:251-1123 FAX:251-1132

## ■生活困窮者への食料等の配布、生活相談等に取り組む団体の活動支援

食料支援・フードバンク・ホームレス炊き出し等に取り組む団体への支援（6月中旬以降募集）

問合せ先：生活福祉課 TEL:251-1175

## ■福祉施設・子育て施設運営費支援

物件費に物価上昇率3.3%（令和4年度平均値）を掛け合わせて6ヶ月分支給